

(別紙1)

令和7年度みえ介護生産性向上支援センター運営事業委託業務
参加仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度みえ介護生産性向上支援センター運営事業委託業務

2 委託業務の目的

介護現場における生産性向上の取組を推進するため、介護サービス事業所等からの業務改善に関する相談受付などの生産性向上の取組等に関する相談窓口を設置するとともに、介護ロボット・ICT機器の展示や試用貸出、生産性向上の取組に関する研修会の実施、専門家による業務改善の取組に対する伴走支援の実施など、介護サービス事業者等に対してワンストップ型の支援を行う「みえ介護生産性向上支援センター(以下「センター」という。)」の設置・運営を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 14,606,781円(消費税及び地方消費税を含む)

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 三重県内に本社・支社又は営業所を有する者であること。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する県税並びに地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同事業体の構成員が、当該参加資格の条件を全て満たすこととする。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度みえ介護生産性向上支援センター運営

事業委託業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書 (第1号様式)
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し
- ③ 役員等に関する事項 (第2号様式)
- ④ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状 (第3号様式)
- ⑤ 共同事業体等複数者から成る組織による参加の場合は、共同事業体協定書兼委任状 (第4号様式)

(イ) 提出期限 令和7年2月19日(水)まで

(ウ) 提出先 三重県医療保健部長寿介護課

(エ) 提出方法 持参又は郵便

(オ) 結果通知 令和7年3月3日(月)までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 (第5号様式) 7部 (正本1部、副本6部)
 - ・原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上
 - ・表紙を含め20ページ以内
 - ・別添業務仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。

② 費用内訳書 1部

課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

③ 参考資料 7部 (正本1部、副本6部)

(イ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和7年3月6日(木)17時15分まで

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。

(ウ) 提出先 三重県医療保健部長寿介護課

(エ) 提出方法 持参又は郵便

(3) 最優秀提案の選定・評価方法

選定委員会において、提出された企画提案書及び別に実施するプレゼンテーションにより審査を行い、最優秀提案1件を決定する。

ただし、応募者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施しない。

①審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

審査項目	審査基準
1 適格性	事業の趣旨を十分に理解し、目的達成に向けて適切な方針が示されているか。
2 実施体制・専門性	事業を円滑かつ効果的に実施できる組織体制となっているか。
	事業を実施するにあたって、有用な資格、経歴を持つ担当者を配置するなど、十分な人員配置となっているか。
	介護現場の実態や介護業務の内容を熟知しているか。
	事業を期間内に円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。
	事業に関係する社外組織と十分な連携体制がとれているか。
3 企画性・創意工夫	みえ介護生産性向上支援センターの取組（相談窓口、研修の実施等）を広く周知できるような方法等が具体的に提案されているか。
	研修について、業務改善を目的とした取組であることを踏まえた内容や参加事業所の課題認識及び研修終了後の自走に繋がる具体的な方法が提案されているか。また、回数、スケジュール等が具体的に提案されているか。
	介護機器、ICTツール等の展示、体験方法が具体的に提案されているか。
	伴走支援について、事業が実態把握、課題分析、改善の検討を行えるような方法が具体的に提案されているか。また、対象事業所の実情に応じた方法や回数、スケジュール等が組めるよう柔軟な提案がされているか。
	事業の成果を介護事業所へ広く普及できるよう効果的な方法を具体的に提案されているか。
4 経済性	所要経費及び積算根拠が明確に示されており、合理的な内容となっているか。
	所要経費の積算は、経済的であるか。

②プレゼンテーション

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

時期：令和7年3月14日（金）午後（予定）

場所：三重県庁内会議室（三重県津市広明町13番地）

形態：プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

1者の時間配分は、概ね30分とする。

- ・プレゼンテーション10分程度
- ・質疑20分程度

※応募者が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、書面審査とする。

③選定結果の通知

選定結果は後日速やかに参加者に通知するとともに、三重県ホームページにて公表する。

④契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出期限

令和7年2月13日（木）17時15分

(2) 質問の提出方法

ファクシミリまたは電子メール（chojus@pref.mie.lg.jp）にて下記17の担当課宛てに提出する。なお、件名に「令和7年度みえ介護生産性向上支援センター運営事業委託業務」を含めること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、令和7年2月17日（月）17時15分までに、原則三重県ホームページに掲載する。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

選定委員会による審査により最優秀提案者になった者は、次の書類を令和7年3月19日（水）17時15分までに提出すること。また、最優秀提案者になった者が三重県税あるいは地方消費税を滞納している場合又は提出期日までに次の書類を提出しなかった場合は、次順位者の提案を最優秀提案とし、その旨、通知する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県医療保健部長寿介護課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。ただし、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前金払いによる業務委託料支払いを請求することができる。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

16 スケジュール（予定）

令和7年2月5日	募集開始
令和7年2月13日	質問書の提出期限
令和7年2月19日	コンペ参加資格の申請期限
令和7年3月6日	企画提案書提出期限
令和7年3月14日	プレゼンテーション・審査
令和7年3月17日	選定結果通知等
令和7年3月中旬	委託契約締結
令和8年3月31日	事業完了

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 長寿介護課 居宅サービス・介護人材班

担当：澤村、河内

Tel：059-224-2262

FAX：059-224-2919

E-mail：chojus@pref.mie.lg.jp